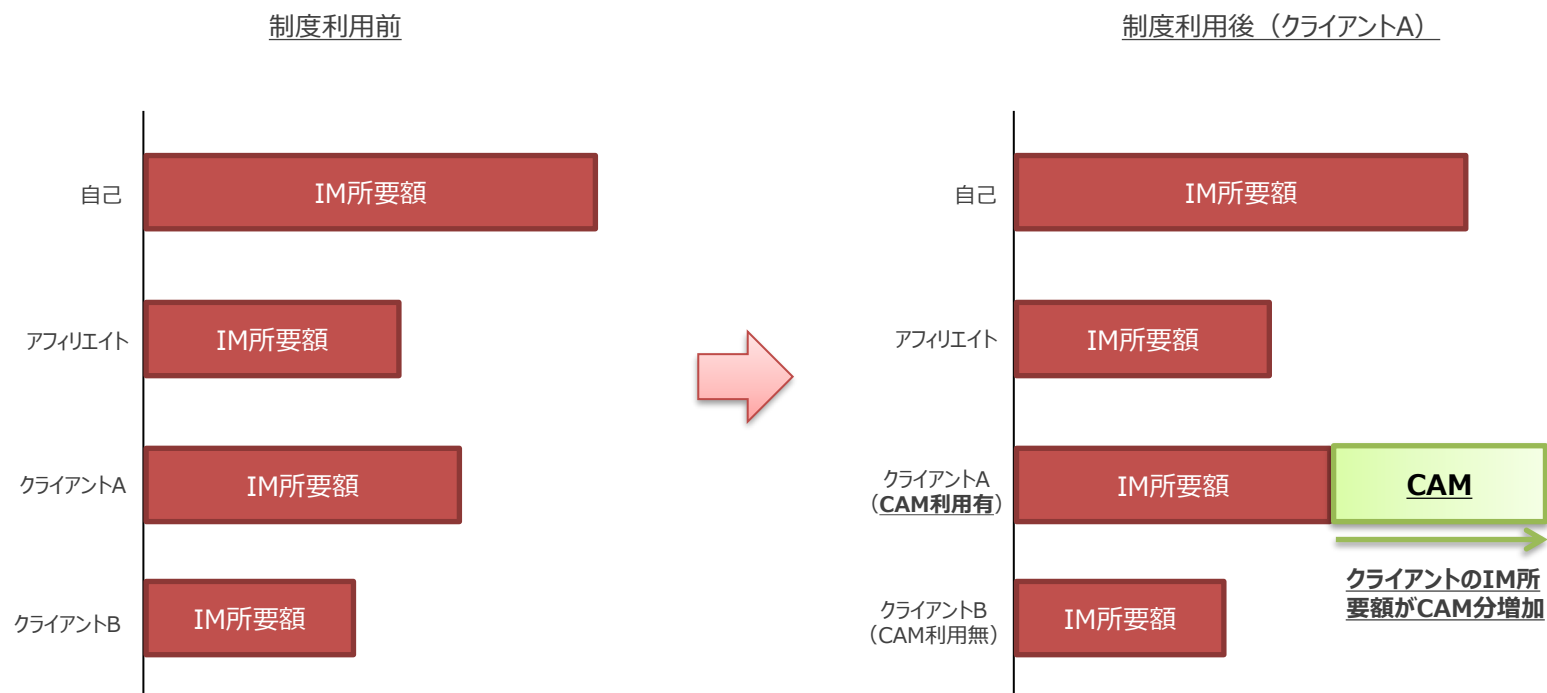


クライアントアディショナルマージン制度の概要

- 清算委託者（受託清算参加者と同一の企業集団に含まれない者に限る。以下「クライアント」）が同意した場合には、当該クライアントの当初証拠金（以下「IM」）所要額の計算※において、掛目による一定の割増（クライアントアディショナルマージン（以下「CAM」））を行える。
- 適用するCAMの掛目は、クライアント毎に、クライアントと受託清算参加者の間で合意した値とする。
- 制度利用クライアント（および受託清算参加者）は、CAMによる割増後のIM所要額※について、JSCCに対する預託義務が生じることとなる。

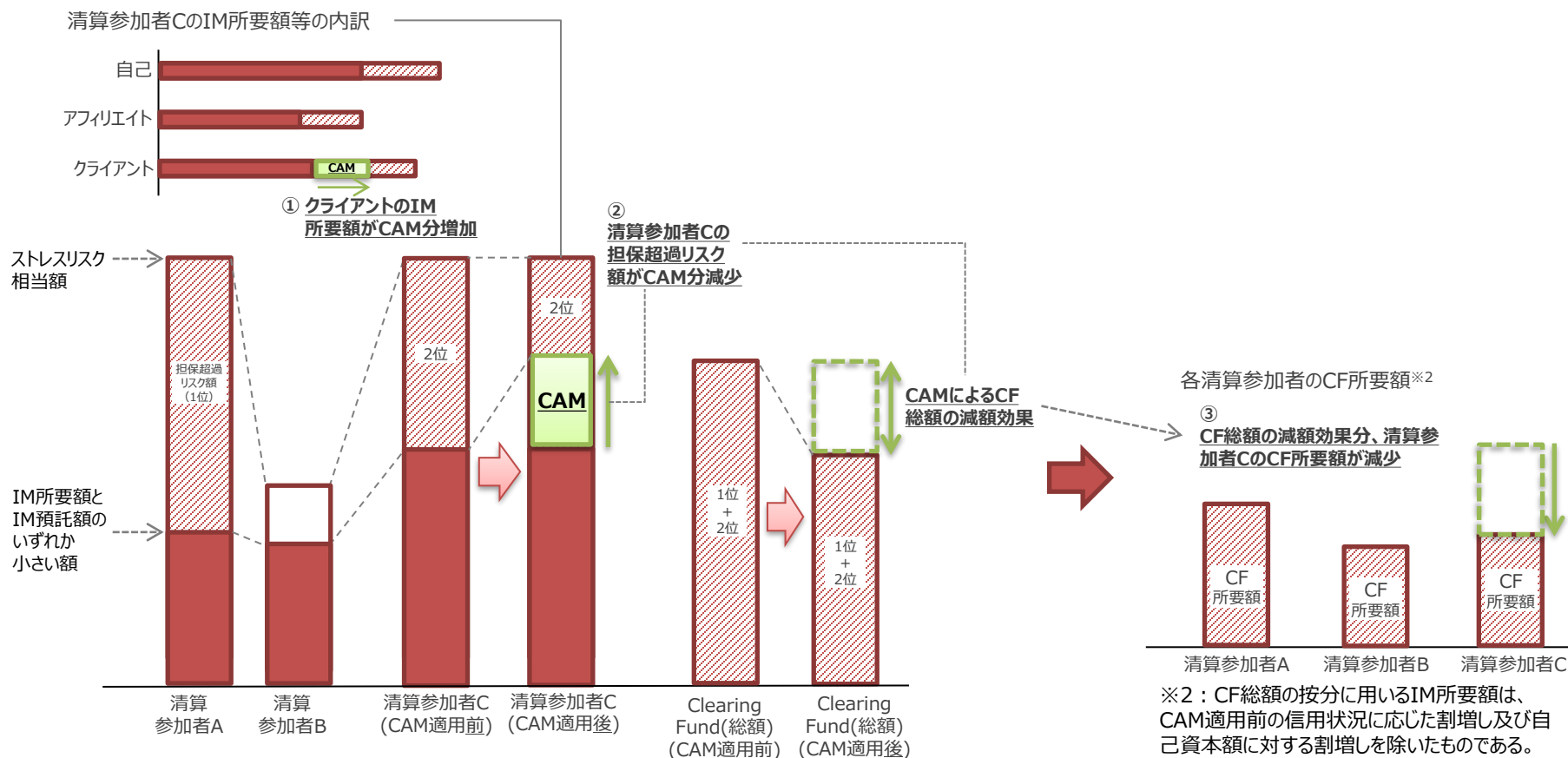
※：日中証拠金所要額、債務負担時所要証拠金の計算においてもCAMの掛目を適用する。



清算基金におけるクライアントアディショナルマージンの取扱い概要

- クライアントアディショナルマージン（CAM）適用前の当初証拠金（IM）所要額がIM預託額より小さい場合、CAMの影響により、クライアントのIM所要額が増加することで、当該クライアントの担保超過リスク額^{※1}が減少し、その結果、当該クライアント分を含めた受託清算参加者の担保超過リスク額も減少する。
- 当該受託清算参加者の担保超過リスク額が、清算基金（CF）所要額の算出に係る上位2社に含まれていた場合、CF総額も減少する。
- CF総額が減少した場合、CAMの適用前後で算出したCF総額の差分（=CAMによるCF総額の減額効果分）について、当該受託清算参加者のストレス時想定損失負担額（CF所要額）（CAM適用前）から減額する。

※1：担保超過リスク額 = ストレスリスク相当額 - IM所要額とIM預託額のいずれか小さい額



※2：CF総額の按分に用いるIM所要額は、CAM適用前の信用状況に応じた割増し及び自己資本額に対する割増しを除いたものである。